

## 第 5 章 教育・保育施設の充実

### 1 量の見込み

本計画の作成時期における教育・保育の利用状況、ニーズ調査により把握した利用希望を踏まえて、認定区分ごとに量の見込み（必要利用定員総数）を定めています。

認定区分とは、教育・保育サービスを受ける際に、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づいて保育の必要性の認定（子ども・子育て支援法第 19 条等に基づく 1～3号認定）を受ける区分のことです。その認定区分に基づき教育・保育サービス並びに施設型給付（注）を行う仕組みとなります。

区分	対象年齢	保育の必要性	利用施設
1号認定	3～5歳	幼児期の学校教育 （教育標準時間認定）	主に幼稚園、 認定こども園に該当
2号認定	3～5歳	保育の必要性あり （保育認定）	主に保育園、 認定こども園に該当
3号認定	0歳、 1～2歳	保育の必要性あり （保育認定）	保育園 認定こども園、 地域型保育に該当

注：施設型給付＝保護者本人への給付でなく、新制度で幼稚園・保育所・認定こども園（教育・保育施設）を通じた共通の給付が行われること。

## 2 提供体制の確保と実施時期

教育・保育の利用状況及び利用希望把握アンケートにより把握する利用希望を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに均衡の取れた教育・保育の提供が行えるよう、小学校就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し、認定区分ごとに量の見込み（必要利用定員総数）と確保の内容及び実施時期を設定します。

### (1) 1号認定（3歳以上、幼稚園を利用希望）

[区域設定]：市内全域

	平成 27 年度	平成 28 年度		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
必要利用定員総数	169 人	161 人	計 画	94 人	92 人	86 人
	(実績)	(実績)	中間見直し			
確保の内容	205 人	215 人		215 人	215 人	215 人
特定教育・保育施設	39 人	29 人		215 人	215 人	215 人
確認を受けない幼稚園	130 人	132 人		0 人	0 人	0 人
過不足	36 人	54 人		121 人	123 人	129 人

※必要利用定員総数＝幼児期の学校教育・保育の量の見込み

※特定教育・保育施設＝市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「認定こども園・幼稚園・保育所」のこと

※確認を受けない幼稚園＝自治体が施設型給付の対象となることを確認する「認定こども園・幼稚園・保育所」に該当しない、私立幼稚園のこと。（私立幼稚園が、新制度の施設型給付を受けるかどうかは各幼稚園の判断に委ねることとなっている）

※施設型給付＝新制度で認定こども園・幼稚園・保育所（教育・保育施設）を通じた共通の給付のこと。

## (2) 2号認定(3歳以上、保育園を利用希望)

[区域設定]: 地区ごと(旧市町村ごと5地区)

## 【村上地区】

	平成27年度	平成28年度		平成29年度	平成30年度	平成31年度
必要利用定員総数	368人	408人	計 画	428人	422人	395人
	(実績)	(実績)	中間見直し			
確保の内容	617人	617人		617人	617人	617人
特定教育・保育施設	368人	408人		617人	617人	617人
地域型保育事業	0人	0人		0人	0人	0人
認可外保育施設	0人	0人		0人	0人	0人
過不足	249人	209人		189人	195人	222人

## 【荒川地区】

	平成27年度	平成28年度		平成29年度	平成30年度	平成31年度
必要利用定員総数	215人	214人	計 画	196人	185人	184人
	(実績)	(実績)	中間見直し			
確保の内容	225人	225人		225人	225人	225人
特定教育・保育施設	215人	214人		225人	225人	225人
地域型保育事業	0人	0人		0人	0人	0人
認可外保育施設	0人	0人		0人	0人	0人
過不足	10人	11人		29人	40人	41人

## 【神林地区】

	平成 27 年度	平成 28 年度		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
必要利用定員総数	191 人 (実績)	185 人 (実績)	計 画	160 人	155 人	151 人
			中間見直し			
確保の内容	200 人	200 人		200 人	200 人	200 人
特定教育・保育施設	191 人	185 人		200 人	200 人	200 人
地域型保育事業	0 人	0 人		0 人	0 人	0 人
認可外保育施設	0 人	0 人		0 人	0 人	0 人
過不足	9 人	15 人		40 人	45 人	49 人

## 【朝日地区】

	平成 27 年度	平成 28 年度		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
必要利用定員総数	174 人 (実績)	173 人 (実績)	計 画	145 人	139 人	132 人
			中間見直し			
確保の内容	331 人	331 人		331 人	331 人	331 人
特定教育・保育施設	174 人	173 人		331 人	331 人	331 人
地域型保育事業	0 人	0 人		0 人	0 人	0 人
認可外保育施設	0 人	0 人		0 人	0 人	0 人
過不足	157 人	158 人		186 人	192 人	199 人

## 【山北地区】

	平成 27 年度	平成 28 年度		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
必要利用定員総数	74 人 (実績)	68 人 (実績)	計 画	37 人	33 人	29 人
			中間見直し			
確保の内容	134 人	134 人		134 人	134 人	134 人
特定教育・保育施設	74 人	68 人		134 人	134 人	134 人
地域型保育事業	0 人	0 人		0 人	0 人	0 人
認可外保育施設	0 人	0 人		0 人	0 人	0 人
過不足	60 人	66 人		97 人	101 人	105 人

## (3) ①3号認定(0歳、保育園を利用希望)

[区域設定]: 地区ごと(旧市町村ごと5地区)

## 【村上地区】

	平成27年度	平成28年度		平成29年度	平成30年度	平成31年度
必要利用定員総数	18人	31人	計 画	16人	16人	15人
	(実績)	(実績)	中間見直し			
確保の内容	48人	48人		57人	57人	57人
特定教育・保育施設	17人	26人		41人	50人	50人
地域型保育事業	0人	2人		3人	3人	3人
認可外保育施設	1人	3人		4人	4人	4人
過不足	30人	17人		32人	41人	42人

※地域型: ゆりかご保育園・マイマイ保育園、

認可外(事業所内保育所): はまなす病院、記念病院

## 【荒川地区】

	平成27年度	平成28年度		平成29年度	平成30年度	平成31年度
必要利用定員総数	6人	9人	計 画	5人	5人	5人
	(実績)	(実績)	中間見直し			
確保の内容	9人	9人		9人	9人	9人
特定教育・保育施設	6人	9人		9人	9人	9人
地域型保育事業	0人	0人		0人	0人	0人
認可外保育施設	0人	0人		0人	0人	0人
過不足	3人	0人		4人	4人	4人

## 【神林地区】

	平成27年度	平成28年度		平成29年度	平成30年度	平成31年度
必要利用定員総数	7人	7人	計 画	3人	3人	3人
	(実績)	(実績)	中間見直し			
確保の内容	12人	12人		12人	12人	12人
特定教育・保育施設	7人	7人		12人	12人	12人
地域型保育事業	0人	0人		0人	0人	0人
認可外保育施設	0人	0人		0人	0人	0人
過不足	5人	5人		9人	9人	9人

## 【朝日地区】

	平成27年度	平成28年度		平成29年度	平成30年度	平成31年度
必要利用定員総数	6人	7人	計 画	6人	6人	6人
	(実績)	(実績)	中間見直し			
確保の内容	21人	21人		21人	21人	21人
特定教育・保育施設	3人	5人		17人	17人	17人
地域型保育事業	3人	2人		4人	4人	4人
認可外保育施設	0人	0人		0人	0人	0人
過不足	15人	14人		15人	15人	15人

※地域型：杏園

## 【山北地区】

	平成27年度	平成28年度		平成29年度	平成30年度	平成31年度
必要利用定員総数	3人	3人	計 画	3人	3人	3人
	(実績)	(実績)	中間見直し			
確保の内容	9人	9人		9人	9人	9人
特定教育・保育施設	3人	3人		9人	9人	9人
地域型保育事業	0人	0人		0人	0人	0人
認可外保育施設	0人	0人		0人	0人	0人
過不足	6人	6人		6人	6人	6人

※必要利用定員総数＝幼児期の学校教育・保育の量の見込み

## (3) ②3号認定（1・2歳、保育園を利用希望）

[区域設定]：地区ごと（旧市町村ごと5地区）

## 【村上地区】

	平成27年度	平成28年度		平成29年度	平成30年度	平成31年度
必要利用定員総数	196人	202人	計 画	132人	128人	125人
	(実績)	(実績)	中間見直し			
確保の内容	207人	227人		227人	227人	227人
特定教育・保育施設	175人	175人		198人	198人	198人
地域型保育事業	13人	19人		19人	19人	19人
認可外保育施設	8人	8人		10人	10人	10人
過不足	11人	25人		95人	99人	102人

※地域型：ゆりかご保育園、マイマイ保育園

認可外（事業所内保育所）：はまなす病院、記念病院

## 【荒川地区】

	平成 27 年度	平成 28 年度		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
必要利用定員総数	68 人 (実績)	84 人 (実績)	計 画	61 人	60 人	60 人
			中間見直し			
確保の内容	66 人	66 人		66 人	66 人	66 人
特定教育・保育施設	68 人	84 人		66 人	66 人	66 人
地域型保育事業	0 人	0 人		0 人	0 人	0 人
認可外保育施設	0 人	0 人		0 人	0 人	0 人
過不足	-2 人	-18 人		5 人	6 人	6 人

## 【神林地区】

	平成 27 年度	平成 28 年度		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
必要利用定員総数	59 人 (実績)	61 人 (実績)	計 画	37 人	36 人	35 人
			中間見直し			
確保の内容	48 人	48 人		48 人	48 人	48 人
特定教育・保育施設	59 人	61 人		48 人	48 人	48 人
地域型保育事業	0 人	0 人		0 人	0 人	0 人
認可外保育施設	0 人	0 人		0 人	0 人	0 人
過不足	-11 人	-13 人		11 人	12 人	13 人

## 【朝日地区】

	平成 27 年度	平成 28 年度		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
必要利用定員総数	56 人 (実績)	59 人 (実績)		43 人	41 人	40 人
確保の内容	76 人	76 人		76 人	76 人	76 人
特定教育・保育施設	51 人	51 人		67 人	67 人	67 人
地域型保育事業	5 人	8 人		9 人	9 人	9 人
認可外保育施設	0 人	0 人		0 人	0 人	0 人
過不足	20 人	17 人		33 人	35 人	36 人

※地域型：杏園

## 【山北地区】

	平成27年度	平成28年度		平成29年度	平成30年度	平成31年度
必要利用定員総数	26人 (実績)	15人 (実績)	計 画	18人	17人	17人
			中間見直し			
確保の内容	30人	30人		30人	30人	30人
特定教育・保育施設	26人	15人		30人	30人	30人
地域型保育事業	0人	0人		0人	0人	0人
認可外保育施設	0人	0人		0人	0人	0人
過不足	4人	15人		12人	13人	13人

※確保の内容がすべて過大と捉えられるが、施設面積要件から可能となる定員を示したものの。

※必要利用定員総数＝幼児期の学校教育・保育の量の見込み

※地域型保育事業＝自治体で実施している、19人以下の小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育のこと。

※認可外保育施設＝「特定教育・保育施設」「地域型保育事業」以外の子どもを預かる施設

## （４）保育利用率の目標値設定

国の基本指針では、3号認定の量の見込み割合である「保育利用率」の目標値を設定することとされていることから以下に村上市全域の保育利用率を掲げます。

なお保育利用率の目標値は、「量の見込み（3号認定子ども）÷各年度推計人口（0～2歳）×100＝（小数点第一まで）」により算出した数値とします。

	平成27年度	平成28年度		平成29年度	平成30年度	平成31年度
必要利用定員総数	445人 (実績)	478人 (実績)	計 画	324人	315人	309人
			量の見直し			
保育利用率	39.2% (実績)	44.3% (実績)		31.1%	31.1%	31.3%
推計児童数（0～2歳）・人	1,135人 (実績)	1,077人 (実績)		1,043人	1,013人	987人



### 3 教育・保育の一体的提供の推進（認定こども園について）

教育・保育の一体的な提供の推進においては、単に幼稚園・保育園の施設的な統廃合や保護者の就労支援の観点のみならず、教育・保育的な観点、子どもの育ちの観点を大切に考え、子どもが健やかに育成されるよう教育・保育機能の充実（ソフト的整備）と施設整備（ハード的整備）を一体的に捉えた環境の整備が重要です。

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであり、子どもの最善の利益を第一に考えながら、子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施するため、幼稚園・保育園等が認定こども園へ移行する際や、新設される際の受け入れ体制づくりをします。

#### （１） 認定こども園の特徴

- 就学前の教育・保育を一体として捉え、一貫して提供すること。
- 保護者の就労の有無にかかわらず利用できること。
- 保護者の就労状況が変わった場合も継続利用できること。
- 0～5歳までの異年齢の子どもたちが一緒に育つこと。
- 園に通っていない子どもの家庭も、子育て相談や親子の交流の場などに参加できること。

#### （２） 認定こども園の取扱いについて

##### ① 幼稚園教育要領及び保育所保育指針との整合性

- 幼児期の特性を踏まえた教育を展開するという観点から、国の定める幼保連携型認定こども園教育・保育要領に則り、心身の発達の段階や特性を十分に考慮した教育を展開します。
- 子どもの最善の利益を保障するという観点から、一人一人の存在を受け止め、家庭との緊密な連携の下、この時期の子どもにふさわしい生活の場を保障し、援助する保育を行います。
- 幼保連携型認定こども園は、学校と児童福祉施設の両方の位置付けを持つ、質の高い幼児期の学校教育及び保育を一体的に行う施設です。
- 環境を通して行う教育及び保育を基本として、そのねらいや内容等については、健康、人間関係、環境、言葉、表現の5つの領域から構成されます。

##### ② 小学校教育との円滑な接続

- 子どもの発達や学びの連続性を確保する観点から、小学校教育への円滑な接続に向けた教育及び保育の内容の工夫を図り、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培います。
- 小学校との連携はもとより他の地域の保育園、幼稚園、認定こども園との連携を図ります。

##### ③ 幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項

- 保護者の就労状況等の生活スタイルを反映した在園時間の長短、入園時期や登園日数の相違に  
応じて、一人一人の生活の仕方やリズムに配慮した一日の生活の流れを考えます。
- 満3歳以上の子どもについては、満3歳未満の子どもを含めた異年齢の子どもとかわる活動を、子どもの発達状況の違いを踏まえつつ設定します。

## 【配慮すべき事項の詳細】

## ① 発達や学びの連続性に関すること

0歳から小学校就学前までの一貫した教育及び保育においては、子どもの発達の連続性に考慮し、集団生活の経験の違い等、一人一人の特性や課題に応じたきめ細かな対応を図ります。また、小学校教育との円滑な接続に向け、互いの教育及び保育の内容や指導方法の違いや共通点について理解を深めるように努めます。

## ② 養護に関すること

家庭と協力しながら、一人一人の発育状況や健康状態を把握し、子どもと保育者との信頼関係を構築するとともに、子どもにとって心豊かで安定した、快適な生活環境を実現します。

## ③ 乳児期の子どもの保育に関すること

安全で活動しやすい環境を整え、一人一人の生活のリズムを重視し、発育・発達が著しい子どもの様子や日々の保育の状況について保護者に情報提供します。また、情報提供とともに、保護者と子どもの成長の喜びを共有できるように努めます。

## ④ 満3歳未満の子どもの保育に関すること

心身の発育・発達が顕著な時期であり、個人差も大きいため、適切な援助を行うとともに、基本的な生活習慣の形成に向けて、発達の状況に応じた環境の構成を工夫します。また、子どもが安心して生活をする場となるよう配慮します。

## ⑤ 健康及び安全に関すること

食育を通じた望ましい食習慣の形成に努めるとともに、専門機関等と連携し、適切な判断に基づく保健的な対応を行います。また、事故の防止や災害等、不測の事態に備えた体制を整えるとともに、家庭や地域と連携・協力し、子どもが発達の状況に応じて安全のための行動を身に付けることができるように努めます。

## ⑥ 特別支援教育や障がい児保育に関すること

障がいのある子どもに対して適切な支援を行うとともに、乳幼児期からの育児相談や教育相談、小学校等への就学相談などを通じて子どもやその保護者に十分な情報提供を行います。また、障がいのある子どもと障がいのない子どもが日常の生活を通じて、活動をともにすることができるよう配慮し、認定こども園が障がいの有無を問わず、この時期の子どもに必要な生活体験を提供できるようにします。さらに、保護者を含め関係者が教育的ニーズや必要な支援について共通理解を深めることにより保護者の障がい受容につなげ、その後の円滑な支援を図れるように努めます

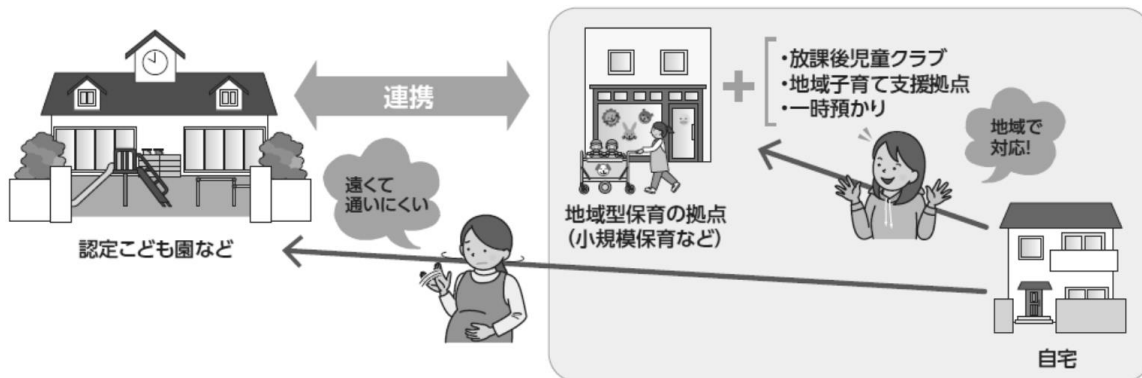
## ⑦ 子育ての支援に関すること

園内体制の整備に配慮し、子育ての喜びを共感する場づくり、悩みや経験を話し交流する場づくり、子育てのネットワークづくりなど、地域の子育ての拠点としての役割を果たします。

## ⑧ 家庭や地域社会との連携に関すること

様々な子どもとその保護者が営む生活が充実するように、PTA活動や保護者会活動、保育参加などの活動や、高齢者をはじめ幅広い世代との交流、地域行事への参加の機会などを設定し、地域資源を活用し地域全体で子どもの健やかな育ちを支えます。

地域での保育充実のイメージ（保育の量的拡大）



#### 4 教育・保育施設の質の向上

質の高い教育・保育及び子育て支援を提供するためには、施設設備等の良質な環境の確保と、保護者以外に幼稚園教諭、保育士等、子どもの育ちを支援する者の専門性や経験が極めて重要であり、研修等によりその専門性の向上を図ることが必要です。

子どもの最善の利益を考慮した保育を実現するために、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援を提供し、その質の確保・向上のために、保育士の雇用条件の改善（正規保育士の比率拡充）を図り、適切な評価を実施するとともに、結果を踏まえた不断の改善努力を行います。

- 職員配置の充実
- 職員の資質向上に向けた研修等の充実

#### 5 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

保護者が産休・育休明けの希望する時期に、円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるように、休業中の保護者に対して情報提供するとともに、計画的に教育・保育施設の整備や地域型保育事業の展開を進めます。